

関係各位

長崎県土木部長

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る
建設関連業務委託等における特例措置について

長崎県土木部において、建設関連業務委託等（「土木設計（測量、調査）業務等委託契約書の改正について」（平成 11 年 3 月 2 日付け 10 監第 539 号）に定める土木設計（測量、調査）業務等委託契約書（建築設計業務等委託契約書、建築工事監理業務等委託契約書を含む。以下、「委託契約書」という。）を使用して契約をする設計、測量、調査業務等をいう。以下同じ。）の特例措置を下記のとおり定めましたので参考送付します。

記

第一 措置の概要

第二に定める建設関連業務委託等の受注者は、委託契約書第 60 条の規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約（議会を要する契約については、本契約日）を締結する建設関連業務委託等のうち、令和 6 年 3 月から適用した設計業務委託等技術者単価及び令和 6 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格に相当する価格

k ：当初契約の請負比率

ここでいう「予定価格に相当する価格」について、長崎県においては、変更設計工事価格を意味しており、計算過程では税抜き価格を使用する。ただし、最終的な「変更後の請負代金額」は税込みであるため、適宜、税を含んだ価格とすること。

「k：当初契約の請負比率」について、長崎県においては、以下のとおり計算する。

$$k = (\text{当初請負額 (税込み)}) / (\text{当初設計額 (税込み)})$$

(なお、建設関連業務委託については、当初設計額は公表してありません。)

第三 その他

落札者決定通知後の建設関連業務委託等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結すること。